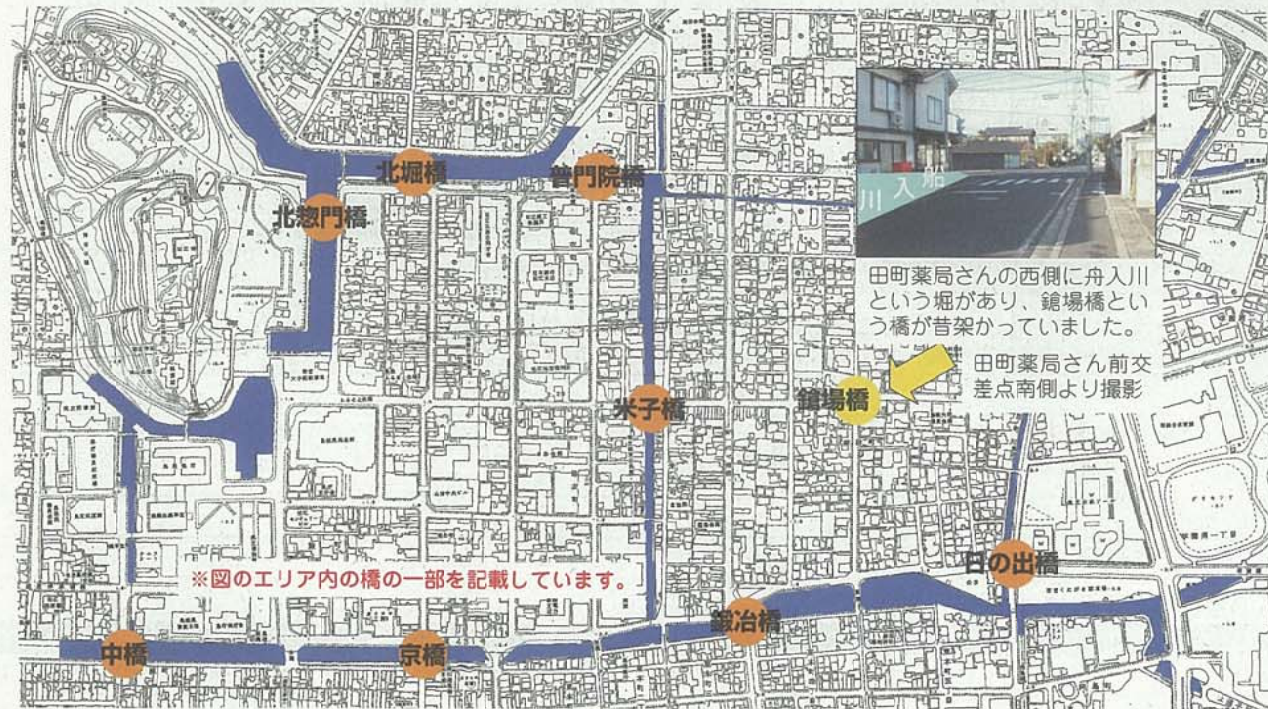


大手前通りまちづくりだより

■まちかどウォッチング「水の都松江を象徴する川にかかる橋」

水の都「松江」を象徴する宍道湖や市内を流れる川。江戸時代に松江城が築城されてから今日に至るまで、川は人々の生活に密接に関わってきました。今回はその川に架かっている橋をウォッチングしてみようと思います。

ここでは「橋」の定義を「目的地を結ぶために人工的に架けられた道であり、長さ2m以上のもの」とします。一体、市内にはいくつの橋があるのでしょうか？現在、松江市には約1,370橋という大変多くの橋が存在しています。さて、皆さまがお住まいの地域にある橋を、幾つ思い浮かべることが出来ますか？



次は、いつも車で通ったり、足早に通り過ぎて見過ごしてしまう、橋の欄干に表記されている橋の名称部分について見てみましょう。

松江大橋は、江戸時代に松江の北と南を結ぶ唯一の橋として設置されましたが、その欄干には「おほはし」と表記されています。現在は17代目の橋となっていますが、橋の表記は昔のままを残しています。

それでは他の橋は何と表記されているのでしょうか？大正期に架設された新大橋は「しんおうはし」と表記され、昭和期に架設されたくにびき大橋は「くにびきおおはし」と表記されています。時代によってひらがなの使い方が違うことが分かります。

さて、皆さまがお住まいの地域に有る橋は、どのような表記となっているのか一度ウォッチングしてみたいかがでしょうか。また、橋も含めまちのあちらこちらに目を凝らしてみてください。新たな発見があるかもしれません。



「おほはし」



「しんおうはし」



「くにびきおおはし」

■城山北公園線第2工区の事業認可を受けました。

都市計画道路「城山北公園線」第2工区（みしまや田町跡地前交差点からくにびき通り交差点）の事業認可を平成20年12月15日に受けました。現在、事業中の第1工区（島根県物産観光館前からみしまや田町跡地前交差点）と平行し、平成20年度から平成26年度を目標に事業を進めてまいりますので、皆様方のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

○第2工区の事業計画の概要

1. 都市計画事業の種類及び名称：
松江圏都市計画道路事業 3・3・30号 城山北公園線
2. 施工者の名称：島根県
3. 事業所の所在地：松江市東津田町松江県土整備事務所
4. 事業地：
松江市南田町101番地2～学園南1丁目435番地
(南田町、学園南1丁目及び学園南2丁目地内)
5. 延長：427.5m
6. 幅員：29m(車道19m、歩道5m×2)
7. 車線数：4車線
8. 事業期間：平成20年12月15日～平成27年3月31日
9. 事業費：50億円
10. 用地買収面積：5854㎡程度
11. 移転家屋戸数：37戸程度

○事業スケジュールの予定

事業認可 平成20年12月15日
法定説明会 平成21年1月29日、2月1日
道路測量・詳細設計、用地・建物調査 平成19年度～
用地補償・交渉、用地買収 平成21年度頃～
工事 平成21年度～平成26年度

○事業地内においては、次の制限が発生します。

建築等の制限（都市計画法第65条）

事業地内において都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建築物の建築、その他工作物の建設の際は島根県知事の許可が必要となります。

許可が必要な物件：重量が5トンを超える物件。（容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ5トン以下になる物を除く）

土地建物等の有償譲渡についての制限（都市計画法第67条、同法第95条）

平成21年1月4日以降に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとするときは、その事項を施行者に届け出なければなりません。（これに違反をすると50万円以下の過料に処せられます）

届出があった後、30日以内に施行者から届出をした者に先買いの通知があったときは、施行者と届出をした者の間に売買が成立したものとみなされます。届出をした者は、届け出後30日以内は、当該土地建物等を譲り渡してはいけません。

【屋外広告物の景観形成基本方針】

この区域は、松江市の文化・観光の拠点である松江城(城山公園)に隣接し、松江城の玄関口として重要な役割を担っています。松江市を代表する歴史的景観の形成・保全を図り、観光地としての魅力の向上に加えて、周辺の落ち着いた町並みと調和した快適な住環境の形成を図るために、景観保全型広告整備区域に指定し、屋外広告物の掲出を誘導します。

【大手前通り地区計画区域の特徴】

区域の範囲は、大手前通り地区計画の区域から、伝統美観保存区域を除いた区域です。
景観保全型広告整備区域(※)の中では最も基準が緩和されていますが、野立広告物の許容範囲を片面の面積0.5㎡以内かつ高さ3m以下とし、その他の広告物の高さを地区計画(平成19年3月5日都市計画決定)の内容に合わせるなど、この区域独自の基準が多いのも特徴です。

※伝統美観保存区域(塩見縄手地区・普門院外濠地区・城山内濠地区)、宍道湖景観形成区域、北堀町景観形成区域、大手前通り地区計画区域



眺望保全について

【展望保全区域】

松江城から眺望できる半径2kmの区域は「展望保全区域」です。大手前通り地区計画区域は、展望保全区域に含まれます。

【眺望空間保全区域】

松江城・宍道湖を眺望することのできる道路、河川及びその周辺を指定しています。大手前通り地区計画区域では、大手前通りとその隣接する敷地が含まれます。

【水辺景観保全区域】

水都ならではの景観を創出する河川及びその周辺が対象です。

広告物景観形成基準(屋外広告物の基準)

広告物の種類等	許可基準	
共通事項	1 非自家用広告物の掲出不可 2 けばけばしい色彩は1表示面の1/2以下とすること	
総量規制	1敷地内の屋外広告物の合計面積が30㎡以内 同一壁面において、広告幕、屋上広告物、直接表示広告物、突出広告物のうち2種類以上表示されている場合、合計面積が1壁面の面積の1/3以内	
はり紙	大きさ	はり紙1枚につき1㎡以内
はり札	大きさ	はり札1枚につき0.3㎡以内
立看板	大きさ	1 縦2m以下、横1m以下 2 脚部の高さ0.5m以下
旗及びのぼり	大きさ	1枚につき1.5㎡以内
	その他	車道及び歩道にはみださないこと
置看板	大きさ	1面につき1㎡以内、合計2㎡以内
	気球の高さ	地上から50m以下
	気球の大きさ	直径3m以下
気球広告物	気球の大きさ	直径3m以下
	広告物の大きさ	幅1.5m以下、長さ15m以下
広告幕	大きさ	1壁面につき合計20㎡以内
	位置	車道及び歩道にはみださないこと

広告物の種類等	許可基準	
建築物の屋根又は屋上に表示する広告物又は設置する掲出物件(屋上広告物)	大きさ	1 地表から上端まで12m以下又は20m以下(地区計画制限事項に適合すること) 2 広告物の高さが設置する建築物の高さの1/3以下 3 1面につき20㎡以内
	その他	1 建築物の壁面を超えて外側に突き出さないこと 2 1棟につき1個まで 3 主たる面について縦の長さを横の長さで除した数値が1以下であること
建築物の屋根又は壁面に直接表示する広告物(直接表示広告物)	大きさ	1 屋根又は壁面の面積の1/2以内 2 屋根又は壁面の1面の面積が500㎡未満の場合20㎡以内 3 屋根又は壁面の1面の面積が500㎡以上1,000㎡未満の場合 次の算式により算定して得た面積以内(壁面面積-500)㎡×4/100+20㎡ 4 屋根又は壁面の1面の面積が1,000㎡以上の場合 次の算式により算定して得た面積以内(壁面面積-1,000)㎡×1/100+40㎡
	その他	勾配屋根には表示しないこと
建築物の壁面に表示する広告物又は設置する掲出物件(突出広告物)	大きさ	1壁面につき合計20㎡以内
	位置	車道又は歩道にはみださないこと
	高さ	12m以下又は20m以下(地区計画制限事項に適合すること)
	その他	建築物の上端からはみださないこと
野立広告物	大きさ	1表示面積につき0.5㎡以内かつ表示面の面積1㎡以内
	高さ	地上から上端まで3m以下
特殊装置広告物		掲出不可
アーケード、アーチ、電柱、街灯柱に表示する広告物又は設置する掲出物件		掲出不可
道標・案内図板等		掲出不可
バス停留所標識を利用する広告物		掲出不可

適用除外基準及び許可申請について

区分	項目	基準	眺望保全	許可申請
交通規制看板	大きさ	許可地域の基準に適合すること	対象外	不要
営利を目的としない看板	大きさ	広告物景観形成基準に適合すること	対象	不要(要協議)
管理用広告物	大きさ	1管理用地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が5㎡以内	対象	不要
	色彩	色彩は落ち着いたものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること		
自家用広告物	大きさ	1敷地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が1㎡以内	対象	不要
	色彩	色彩は落ち着いたものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること		

眺望保全基準

区域	広告物・掲出物件の種類	基準の項目	許可基準
展望保全区域	広告幕 屋上広告物 直接表示広告物	位置・規模	眺望景観に著しい支障を与えない広告物の位置及び規模とすること
		高さ	天守閣から見える東西南北の山の稜線の眺望を妨げないこと
		色彩	白・グレー又は建築物と類似色を用いるなど、周囲と調和した色彩とすること
眺望空間保全区域	共通事項		松江城山の眺望を妨げるような広告物は設置しないよう配慮すること 道路や河川にはみださないこと
水辺景観保全区域	屋上広告物	規模	高さは建築物の地上からの高さの1/10以下とすること
		形態・意匠	道路や河川から支柱が見えないようにすること 形態は建築物と一体的にすること 光源を用いるものにあつては、動光又は点滅するものは使用しないこと
		色彩	建築物と同系色とするよう努めること 蛍光塗料は使用しないこと
		その他	勾配屋根に設置は控えること